

議案第 80 号

四万十町特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 6 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

四万十町特別職の職員の給与の特例に関する条例（平成19年四万十町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成24年 4 月 1 日から平成24年 5 月31日まで」を「平成27年 7 月 1 日から平成28年 3 月31日まで」に改める。

第 2 条中「平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日まで」を「平成27年 7 月 1 日から平成28年 3 月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 7 月 1 日から施行する。